

埼玉県における2月8日以降の緊急事態措置等について

令和3年2月4日

国は、2月2日、埼玉県を含む首都圏の一都三県など10都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長しました。

そこで、国が定めた基本的対処方針に基づき、専門家の意見も踏まえ、以下のとおり緊急事態措置等を実施します。

感染の拡大に歯止めをかけ、医療崩壊を防ぐとともに県民の命を守るため、御協力をお願いいたします。

I 緊急事態措置等の対象区域

埼玉県全域

II 緊急事態措置等の実施期間

令和3年2月8日から令和3年3月7日まで

III 緊急事態措置等の内容

1 外出自粛の要請【法第45条第1項適用】

不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛。特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

（医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く）

2 施設の使用制限等の要請【法第24条第9項適用】

(1) 飲食店の営業時間の短縮等

令和3年2月8日（月）午前0時から令和3年3月7日（日）午後12時まで

- ・ 対象：県内の

飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）

遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

- ・ 内容：営業時間 午前 5時から午後8時まで

酒類提供時間 午前11時から午後7時まで

(2) 感染症対策の徹底

彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを使用・遵守し、感染症対策を徹底

3 催物（イベント等）の開催制限の要請【法第24条第9項適用】

- ・ 収容人数10,000人を超える施設でのイベントの参加人数は、5,000人を上限

- ・ 収容人数10,000人以下の施設でのイベントの参加人数は、収容率50%を上限

（ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない。）

※ あわせて、営業時間を午後8時までに短縮していただくようお願いする。

4 その他の事業者への要請【法第24条第9項適用】

- ・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）
- ・ 在宅勤務・時差出勤の徹底
- ・ 事業の継続や時差出勤に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制
- ・ 職場・寮における感染防止策の徹底
- ・ 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- ・ 全てのイルミネーションの早めの消灯

5 県立学校における感染防止対策等の要請【法第24条第7項適用】

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底並びに県立博物館、美術館及び図書館等について休館等を要請する。

IV 緊急事態措置等とあわせた対応

1 県主催イベント等の取扱い

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、県主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する。

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、徹底した感染防止対策を講じる。

※ 指定管理者に対しては県の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

2 屋内県有施設の休館

原則として、休館する（対象施設は別表のとおり）。

ただし、県民活動への影響を考慮し、貸館など既に施設利用の予約が行われている場合などは除くこととする。この場合においては、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう強く要請する。

3 事業者等への働きかけ

(1) 営業時間の短縮及び人数上限等

劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするとともに、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下としていただくようお願いする。

(2) 営業時間の短縮

遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000平米超。生活必需サービスを除く。）には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとしていただくようお願いする。

(3) 学校の感染症対策

学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導する。

4 医療等に関する対応

(1) 医療機関、入所系高齢者施設への集中検査の実施

県内の入院医療機関や入所系高齢者施設の従事者及び新規の入院・入所者に対し院内感染対策強化のため集中検査を実施する。

対象者：県所管保健所管内の病院、有床診療所の医療従事者及び新規入院患者

県所管の入所系高齢者施設の従事者及び新規入所者

検査時期：令和3年2月中旬から3月下旬

検査内容：医療従事者については、保健所管内でブロックに分けて、決められた期間内に行政検査として実施する。

高齢者施設の従事者については、スクリーニングを実施した上で、陽性疑いとなった者は行政検査として実施する。

新規入院患者・新規施設入所者については、随時行政検査として実施する。

(2) 面会制限等

・緊急事態宣言下においては、医療機関及び高齢者施設等での面会、外出、外泊は緊急の場合を除き、制限することを求める。

実施する場合には、窓越し面会、オンライン面会など感染対策を講じるよう求める。

・通所サービス等について、利用者や家族の状況を踏まえ生活維持に欠かせないサービスを継続的に提供する場合には、適切な感染防止対策を徹底するよう求める。

(3) 転院促進支援等

後方支援病院にICNを派遣するなどして院内感染防止対策を支援し、受入れ促進を図る。

また、高齢者施設等から入院し退院基準を満たした患者について、施設等における受入れ促進を図る。

(4) 自宅療養者支援

アプリを活用し健康観察を行う。オンライン健康相談の一層の活用を進めるとともに、陽性患者をオンライン診療してくれる医療機関の開拓を進める。

(5) 高齢者施設等への感染制御や業務継続支援

高齢者施設等において感染者が確認された場合に、専門支援チームの派遣など迅速な支援を行う。

別 表

NO	施設名称	NO	施設名称
1	別所沼会館	24	上尾運動公園（体育館）
2	平和資料館	25	所沢航空記念公園（所沢航空発祥記念館）
3	県民活動総合センター	26	川越公園（フィットネスクラブ棟）
4	埼玉会館	27	羽生水郷公園（さいたま水族館）
5	彩の国さいたま芸術劇場	28	熊谷スポーツ文化公園（体育館）
6	男女共同参画推進センター	29	熊谷スポーツ文化公園（多目的運動場）
7	生活科学センター（彩の国くらしプラザ）	30	秩父公園（音楽堂）
8	武道館	31	歴史と民俗の博物館
9	スポーツ総合センター	32	さきたま史跡の博物館
10	防災学習センター	33	嵐山史跡の博物館
11	環境科学国際センター	34	近代美術館
12	長瀬射撃場	35	自然の博物館
13	障害者交流センター	36	文書館
14	伊豆潮風館	37	川の博物館
15	県民健康福祉村	38	熊谷図書館
16	産業文化センター（ソニックシティホール棟）	39	久喜図書館
17	彩の国ビジュアルプラザ（映像ミュージアム）	40	加須げんきプラザ
18	彩の国ビジュアルプラザ（公開ライブラリー）	41	大滝げんきプラザ
19	彩の国ビジュアルプラザ（映像ホール）	42	長瀬げんきプラザ
20	新都心ビジネス交流プラザ	43	小川げんきプラザ
21	東部地域振興ふれあい拠点施設	44	神川げんきプラザ
22	西部地域振興ふれあい拠点施設	45	名栗げんきプラザ
23	さいたまスーパーアリーナ	46	さいたま文学館

高齢者施設の感染拡大防止対策


～事例に学ぶ研修、事例集、チェックリスト～

緊急対策
第5弾

これまでの取組


・緊急会議や一斉巡回等の対策により、利用者に発熱等の症状があった際のファーストケア等が徹底

【感染が発生した1施設当たりの陽性者数】

12月上旬	1月上旬
11.7人	3.1人 

さらなる取組

・1月中旬以降、市中感染の広がりなどから、高齢者施設での感染が増加傾向

 感染発生事例を共有し、各施設の感染防止対策を強化

オンライン研修「事例から学ぶコロナ対策」

趣旨

感染が発生した施設から、具体的な課題や対応策を学ぶ

期日

令和3年2月10日（水）13:30～14:45

対象

高齢者入所施設 約2,000施設
(特養、老健、有料、サ高住、グループホーム等)

内容

- ・感染が発生した施設の実践報告（ケアハウス、グループホーム）
- ・感染管理認定看護師の解説

感染防止対策の「事例集」と「チェックリスト」

趣旨

- ・県内施設の工夫した取組を写真などで分かりやすく紹介。
- ・自分の施設の取組を振り返り、チェック。

内容

- ・事例集とチェックリストを県HPに掲載
- ・各施設からチェック項目をオンラインで回答



緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応

1. 学校における対応

県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら、引き続き**教育活動を継続**する

① 感染予防の更なる徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 授業等における合唱・調理実習等の中止
- オンライン学習の活用
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）

② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等の実施

③ 部活動の中止

- 部活動を原則中止

④ 修学旅行等学校行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め、実施の可否を判断

⑤ 卒業式

- 卒業生、教職員、保護者(1名まで)で規模を縮小して実施
※特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施
- 卒業式後の集まりや会食の自粛

2. 家庭における対応

⑥ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底
（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- 会食等の自粛

3. 市町村への要請

① 感染予防の更なる徹底

④ 修学旅行等学校行事

⑤ 卒業式

※学校規模や地域の感染状況等を踏まえて取り組むよう要請

⑥ 家庭へのお願い

※部活動については、感染リスクの高い活動の制限及び感染防止策の徹底について市町村教育委員会に要請

令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜

県公立高校入試は感染防止対策を徹底したうえで**予定通り実施**

	従来の対応	令和3年度入試での対応
出願 (2月12日～16日)	受検生が高校に持参	原則、 中学校ごとに郵送
学力検査 (2月26日)	1検査会場の定員は40名	1検査会場の 定員は35名以下 ※受検生同士の距離を1m以上確保 ※常時換気、マスク着用の義務付け ※37.5度以上の発熱は、受検できない
追検査 (3月3日)	インフルエンザ等で学力検査を欠席した受検生が受検	従来の対応に加え、一定の条件(行政検査で陰性、症状なし、公共交通機関を使用しない)※を満たせば 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の受検を認める
発表 (3月8日)	午前9時に高校で掲示発表	午前9時から ウェブ発表
特例追検査 (3月12日)	新規	学力検査から14日後に 特例追検査を実施 新型コロナウイルス感染症に感染し、学力検査・追検査が受検できなかった受検生 (健康観察期間が終了した者のみ) が受検

※濃厚接触者の受検については「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じる